

報道関係者 各位

平成29年12月27日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

監督係長 袴田 周

電話 018-862-6682

「木造建築工事労働災害防止重点期間^{※1}」における臨検監督の結果について ～墜落防止措置に関する使用停止違反件数が過去最大～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、管内の6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、10月1日から10月31日までの「木造建築工事労働災害防止重点期間」（以下「重点期間」という。）に、県内で施工中の木造建築工事現場に対して集中的に臨検監督を実施し、その結果を以下のとおり取りまとめました。

□ 臨検は116現場、違反現場数は67現場

期間中に臨検監督を実施した現場数は116現場であった。

このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法にかかる違反があった現場は67現場だった。

【臨検監督結果の概要（別添1参照）】

□ 臨検監督事業場は167事業場、違反率は68.9%

臨検した事業場数は167事業場で、このうち労働安全衛生法違反が認められた事業場は115事業場で、違反率は68.9%となった。（別添1表1参照）この違反率はここ数年減少傾向にあることから、法令遵守の傾向もみられるが、これに反し、違反の中には、死亡災害につながりやすい違反に係る使用停止処分件数が増加している。この使用停止件数は、過去最大の件数となった。

※事業場数は、建設業の現場で作業する元請、下請を含むすべての数。

※この時期に実施している建設業重点監督の違反率等は、平成4年度から記録が残っている。

□ 主な違反は、墜落防止措置にかかる違反が49.1%と多い

主な違反の内容は、違反が多かった順に

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ①墜落防止措置に関するもの | 82事業場（違反率 49.1%） |
| ②元請の現場管理（下請指導等）に関するもの | 35事業場（違反率 21.0%） |
| ③安全装置等の有効保持 | 15事業場（違反率 9.0%） |

などとなっている。（別添1表2参照）

※違反は、条文毎に指摘するため①～③等は重複する場合もある。

□ 使用停止・立入禁止等を命じたのは全て墜落防止措置に関するもの

特に危険度の高い機械設備や作業場に対し、使用停止・立入禁止等の命令書^{※2}を交付した件数は、13現場の25事業場に対し33件となり、10月に交付した件数としては過去最大となった。（別添1表3-1参照）

この内訳は、使用停止・立入禁止等の命令書を交付した事業場の全てで、墜落防止措置に関する違反での交付となっている。墜落防止措置に関し、必要な対策が講じられていない状況が目立つ結果となった。（別添1表3-2参照）

【臨検監督の典型的な事例（別添 2 参照）】

□ 建物内部の開口部に覆いや手すり等が設置されておらず、墜落の危険があった現場

建築工事現場で、建物内部に開口部があり、覆いや手すり等が設置されておらず、墜落防止措置が講じられていないものに対する指導（事例 1）

□ 携帯用丸のこ盤の安全カバーが無効化されていたもの

建築工事現場で、携帯用丸のこ盤の安全カバー（可動式の覆い）が、紐により丸のこの歯が全てむき出しとなるよう固定されており、安全装置が無効化されていたものに対する指導（事例 2）

【今後の取組】

平成 29 年の秋田県内における木造家屋建築工事業の休業 4 日以上労働災害は、昨年より 3 名多い 69 名（11 月末日現在）となっており、増加傾向にある中、9 月には「墜落」によりは 1 名の方が亡くなっている。臨検監督の結果から墜落防止措置に関する法違反が依然として多い状況であり、墜落による災害は死亡などの重篤な災害につながる可能性の高いことから、秋田労働局では、引き続き労働災害撲滅のために木造家屋建築工事業に対する臨検監督等を重点的に実施することとしている。

※ 1 「木造建築工事労働災害防止重点期間」

建設現場に対する臨検監督は、通年で実施していますが、10 月は、年内の引き渡しに向け住宅工事が繁忙期となり、平成 28 年には 2 名の死亡災害が発生するなど、工事現場で労働災害が増加する傾向にあるため、労働災害防止重点期間と位置づけ、木造建築工事現場に対して集中的に臨検監督に取り組んだもの。

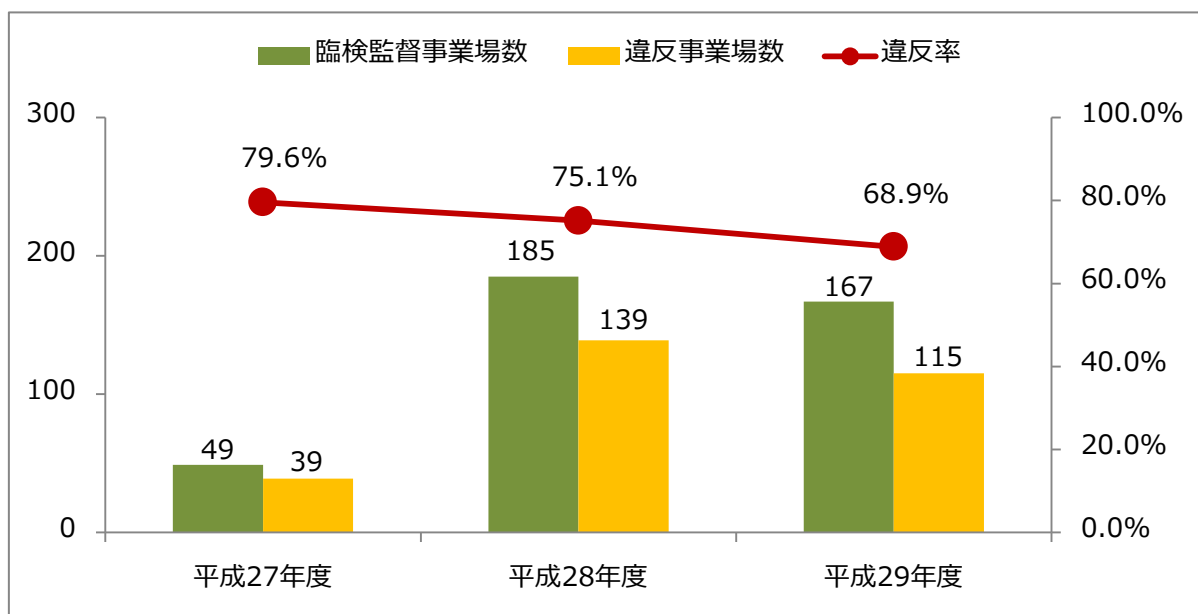
※ 2 「使用停止・立入禁止等の命令書」

特に危険な作業現場に対して労働基準監督官が労働安全衛生法第 98 条に基づき行う行政処分。命令が交付された対象物、場所については、改善が確認され命令解除を受けない限り、使用や立入が禁止される。対象物、場所ごとに行われるため、事業場数と件数は一致しない。

（例）高所作業で墜落防止措置（作業床の設置や手すり等の設置）が講じられていない場合等

【表 1】過去 3 年の木造家屋建築工事業に対する 10 月の臨検監督事業場数等の推移

年 度	臨検監督事業場数	違反事業場数	違反率
平成 27 年度	49	39	79.6 %
平成 28 年度	185	139	75.1 %
平成 29 年度	167	115	68.9 %

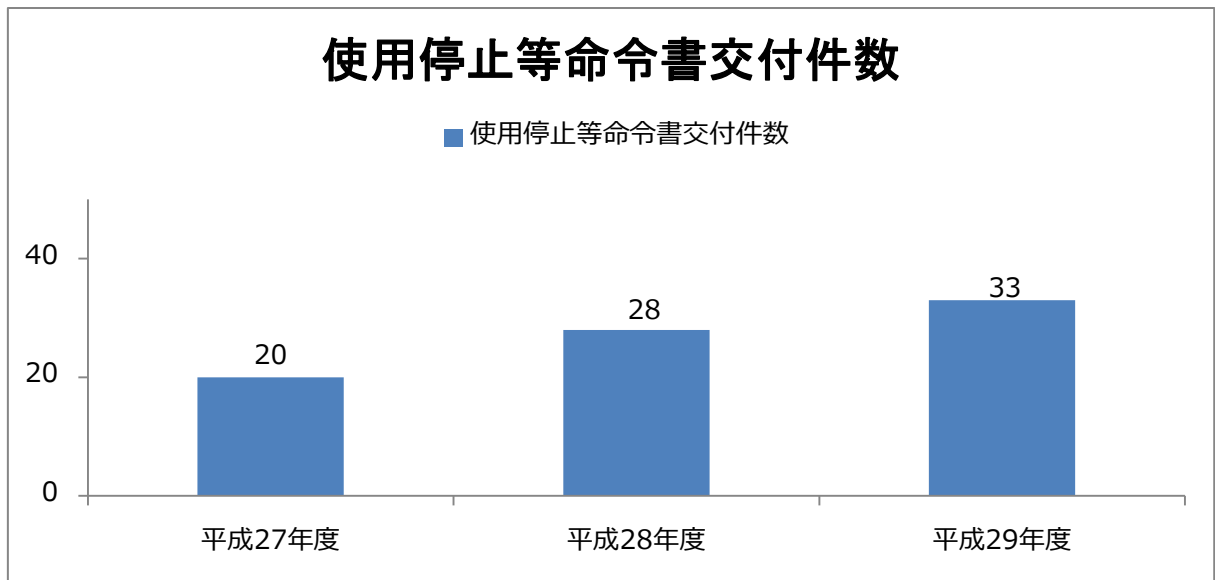


【表 2】主な違反内容（平成 28 年度・平成 29 年度）

主な違反内容	平成 28 年度		平成 29 年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止措置に関するもの	105	56.8 %	82	49.1 %
元請の現場管理（下請指導等）に関するもの	39	21.1 %	35	21.0 %
安全装置等の有効保持	14	7.6 %	15	9.0 %
作業主任者の氏名等の周知	18	9.7 %	14	8.4 %

【表 3－1】 使用停止等命令書の交付状況

年 度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
使用停止等命令書交付件数	20	28	33



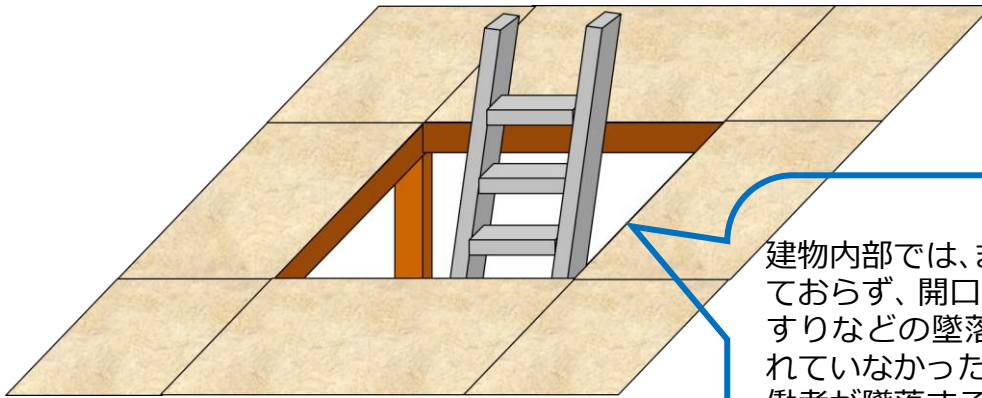
【表 3－2】 主な使用停止等命令書の違反内容（平成 2 8 年度・平成 2 9 年度）

主な違反内容	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
	件 数	件 数
墜落防止措置に関するもの	27	33
丸のこ盤の歯の接触予防装置	1	0

事例 1
(建築現場)

建築工事現場で建物内部 2 階に開口部があり、覆いや手すりなどの墜落防止措置が講じられておらず、作業する労働者が墜落する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

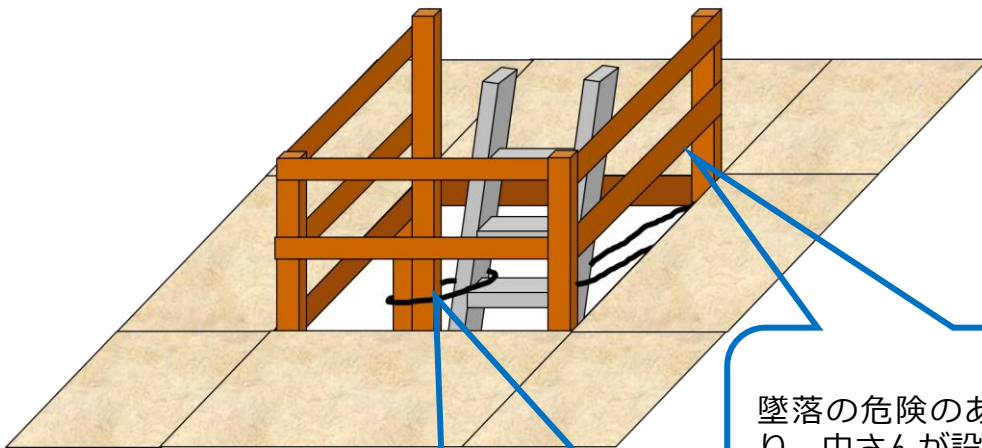


建物内部では、まだ階段が設置されておらず、開口部となっており、手すりなどの墜落防止措置が講じられていなかった。2 階で作業する労働者が墜落する危険があった。また、移動はしごには転移防止措置が講じられていなかった。

【監督署の対応】

元請の事業主に対し、開口部端部への立入禁止と手すり等の墜落防止措置の設置を命じた（労働安全衛生法第 3 1 条、労働安全衛生規則第 6 5 3 条第 1 項違反）。また、移動はしごに転移を防止するための措置を講じるよう是正を勧告した（労働安全衛生法第 2 0 条、労働安全衛生規則第 5 2 7 条）。

【監督指導の結果】



移動はしごを柱にゴムバンドで固定することにより、転移防止措置が講じられ、改善された。

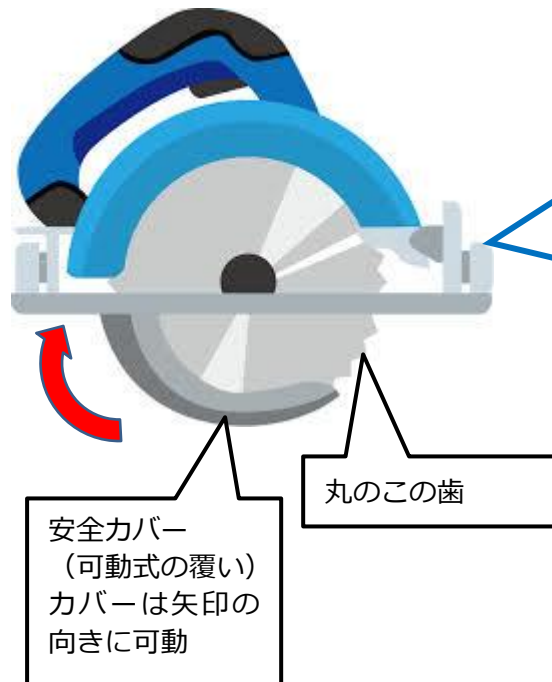
墜落の危険のある開口部に手すり、中さんが設けられ、墜落の危険性がなくなり、改善された。

事例 2
(建築現場)

建築工事現場で使用されていた携帯用丸のこ盤について、安全カバー（可動式の覆い）が紐により丸のこの歯が全てむき出しとなるように固定されており、労働者が丸のこ盤の歯に接触する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

携帯用丸のこ盤（下図）



現場で使用されていた携帯用丸のこ盤について、安全カバー（可動式の覆い）が紐により丸のこの歯が全てむき出しの状態に固定されており、安全装置が無効化された状態で使用されていた。

【監督署の対応】

事業主に対し、携帯用丸のこ盤の安全装置を有効な状態で使用するよう是正を勧告した。（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第28条違反）。

【監督指導の結果】

当該携帯用丸のこ盤の安全カバーが有効な状態となったこと、今後は安全カバーを有効な状態で使用するを確認した。